102.04.08 読売新聞

法律物語

司法動かした「国民の常識」

刑法改正―悪質交通事故厳罰化 ㊤

控訴審判決後、娘の遺影を前に記者会見する井上さん夫妻（昨年1月12日）

ある家族を襲った突然の悲劇が、法制度の欠陥を浮き彫りにし、法律を改正させた。飲酒運転や信号無視などの悪質な交通事故に対する罰則を強化した刑法改正である。

昨年十一月二十八日、千葉市在住の井上保孝さん(52)と郁美さん(33)夫妻は、参院本会議場で改正刑法成立の瞬間、心の中で話しかけた。

「天国のかなちゃん、ちかちゃん。パパとママは頑張ったよ」

郁美さんは涙が止まらなかった。くしくもまな娘二人の二度目の命日だった。

◇

その二年前の午後、井上さん一家は家族旅行からマイカーで帰る途中、東名高速道路で飲酒運転の大型トラックに追突された。運転していた郁美さんは奇跡的に軽傷で済んだが、三歳と一歳の娘二人は炎上した車から逃げ遅れて焼死、保孝さんも全身大やけどの重傷を負った。

「司法の常識」が、娘二人を失った悲しみを憤りに変えた。飲酒運転を起こした加害者は、業務上過失致死罪で最長懲役五年しか問うことができない、と聞かされたのだ。

「耳を疑いました。『死者一人につき五年なのか』と聞き返すと、教えてくれた人は『何人死んでも五年なのだ』と。何の罪もない子供二人を殺されたのに」

裁判では、加害者が飲酒運転の常習者だったことが明らかになり、検察は業務上過失致死罪の上限である懲役五年を求刑した。が、翌二〇〇〇年六月の東京地裁判決は、「社会的制裁を受けている」として懲役四年だった。

「八掛け判決であれば満額回答でしょう」。弁護士の言葉が郁美さんの耳に無情に響いた。

「二人の娘の命の尊さに比べれば、あまりに軽すぎる」――過去の前例にとらわれ、被害者の悲しみをくみ取らない「司法の常識」に対し、郁美さんは戦うことを決意した。

◇

裁判の途中で、郁美さんは悪質事故で息子を亡くした母親が刑法の量刑引き上げを求めて署名運動を始めたことを知った。郁美さんは、夫の退院を待って運動に加わり、街頭で無念の思いを叫び続けた。

当時、無所属の会に所属していた堂本暁子参院議員（現千葉県知事）は、その模様を偶然テレビで見て、心を突き動かされた。「国会の場で被害者の声を代弁しなければ。それが政治の責任だ」

九月二十九日の参院予算委員会。質問前の休憩中、堂本氏は、森喜朗首相に、遺族の著書の一節を読み上げて悪質事故厳罰化の必要性を説いた。森首相は無言で聞いていた。

再開された質疑で、保岡興治法相は「慎重に検討する必要がある」と態度を明確にしなかったが、森首相は官僚が用意した答弁資料を見ずに答弁した。

「私もテレビを見ておりました。何となく隔靴掻痒の感がないわけじゃありません。少しでも早く万全の措置ができるよう政府として取り組みたい」

遺族の思いは、ついに国会や政府に届いた。

◇

法務省は、警察庁と協議の末、法定刑上限を十五年とする「危険運転致死傷罪」の新設を決めた。法制審議会でも反対論はなく、三か月たらずのスピード答申となった。刑法改正案は昨年十月に国会提出され、翌月、衆参両院とも全会一致で可決した。

日本の司法制度は、犯罪者の人権を過度に重視するあまり、被害者や遺族の苦しみを顧みることが少なかった。しかし、最近は刑法改正や少年法改正（二〇〇〇年十一月成立）に見られるように、被害者の心情に目を向けた法制度の見直しが広がり始めた。

郁美さんも語る。

「私たちは法律の素人。法律を変えることがどれだけ大変で時間がかかることなのか、法律家や役人の常識を知らなかった。だからこそ、今の法律はおかしいといちずに署名運動に取り組めたのです」

国民の常識が「司法の常識」を変えつつある。

（「法律物語」は原則として月曜日に掲載します）

危険運転致死傷罪（刑法208条の2） ①アルコールや薬物の影響で正常な運転が困難な状態②制御困難な高速度③無免許など車をコントロールする技能がない状態④人や車に著しく接近し、しかも危険な速度⑤赤信号を殊更に無視し、しかも危険な速度――で4輪以上の乗用車を運転し、人を死亡させた場合は1年以上15年以下の懲役、負傷させた場合は10年以下の懲役。業務上過失致死傷（211条）の「5年以下の懲役もしくは禁固または50万円以下の罰金」に比べ、法定刑は最大3倍となっている。

被害者感情 ◆ 署名運動 ◆ スピード答申